

長野県森林づくり指針

～森林づくりで未来につなぐ 森の恵みとゆたかな暮らし～

計画期間：令和5年度～令和14年度
(2023年度～2032年度)



令和5年3月
長野県

2 これまでの森林づくり指針に基づく取組状況

(1) 森林づくり指針の位置づけ

① 策定の背景

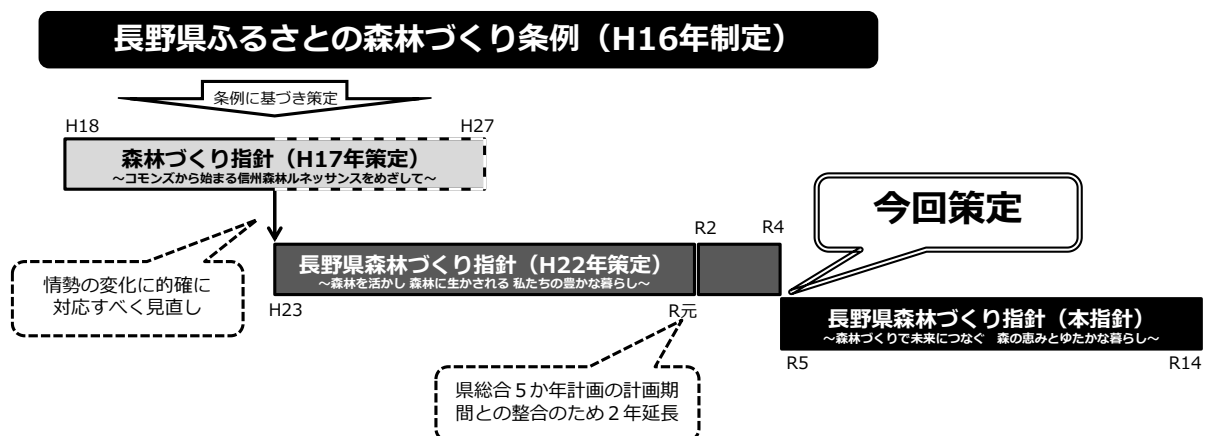
県土の8割を占める森林は、多様な生態系を支えるとともに、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、木材をはじめとした林産物を産み出し、更には地球温暖化防止に貢献するなど、社会の中で重要な役割を果たしています。まさに森林は、持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を超えて利用される貴重な社会全体の共通の財産といえます。

長野県では、こうした森林の「質」や「価値」を更に高めて、健全な姿で次世代に引き継いでいくことを目的として、県民の主体的な参加のもとで森林づくりを進めるため、平成16年(2004年)に「長野県ふるさとの森林づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、本県の森林づくりに関する総合的かつ長期的な目標や施策の基本的事項等を定める「森林づくり指針」を平成17年(2005年)に策定し、「県民みんなで支える森林づくり」を柱に、関連する施策を展開してきました。その結果、長野県森林づくり県民税(以下「森林税」といいます。)の導入による身近な里山の整備や、地域が主体となった森林の集約化の推進など、県民の森林づくりに対する意識の向上や間伐をはじめとする森林整備の推進等に一定の成果を上げてきました。

平成22年(2010年)には、県内外の森林・林業を取り巻く情勢の変化や国における新たな森林・林業政策の動向を踏まえ、木材利用と関連産業の強化の視点を加え、森林づくり指針を見直す形で「長野県森林づくり指針」(以下「前指針」といいます。)の策定を行いました。この結果、本県の素材生産量は倍増するなど、成熟した森林資源を利活用する仕組みが整いつつあります。

令和2年度(2020年度)には、県政運営の基本となる長野県総合5か年計画と計画期間を合わせ、整合と調和を図るため、前指針の計画期間を2年間延長し令和4年度(2022年度)までとしました。



前指針の策定から12年が経過する中で、間伐の実施が進むとともに素材生産量が増加し、地域主体の森林管理の定着や森林空間の利用が進展し、森林づくりの取組が徐々に進んできています。一方で、高齢級の人工林が増加する中、若い森林の造成に大きな進捗が見られないこと、人口減少時代の中、森林・林業に関わる担い手確保が急務であることなどから、前指針の大きな方向性を踏襲しつつ、現在の情勢を踏まえた新たな長野県森林づくり指針（以下「本指針」といいます。）を策定しました。

② 本指針の位置づけ

森林は長い年月をかけて形成されるものであることから、森林づくりは、まさに「百年の計」のもとに取り組んでいくことが重要です。

本指針は、長野県ふるさとの森林づくり条例第9条の規定により、概ね100年先の本県の森林のあるべき姿と、その姿を実現するために県政や県民、森林所有者、事業者等が取り組むべき長期の森林づくりに関する方向性を明らかにするとともに、それらを見据えて、今後10年間に行う県の施策の基本的な展開方向を定めるものです。

県は、本指針の実現に向け、国や市町村、森林・林業関係団体等との緊密な連携を図りつつ、森林づくりを支える県民、森林所有者、事業者等との協働のもと、積極的に施策を展開します。

なお、策定にあたっては、長野県総合5か年計画（令和5年（2023年）3月策定予定）及び本県の他の計画等との整合・調和を図るとともに、令和3年（2021年）6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画との整合についても考慮しました。

また、本指針は、本県の森林・林業に係る諸計画の上位に位置付けられることから、今後の森林・林業に係る諸計画については本指針との整合を保つこととします。

(2) 前指針に基づく取組の成果と課題

前指針では、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」を基本目標に据え、その実現に向け、「森林」、「林業・木材産業」及び森林を支える「地域」のそれぞれの将来の姿を明確にした上で、①みんなの暮らしを守る森林づくり、②木を活かした力強い産業づくり、③森林を支える豊かな地域づくり、の3つの基本方針に基づき、「みんなで支える ふるさとの森林づくり」を推進してきました。

① みんなの暮らしを守る森林づくり

基本方針①「みんなの暮らしを守る森林づくり」では、「多様な森林の整備の推進」、「森林の保全に向けた取組の強化」を施策の柱に据えて取り組んできました。

具体的には、森林税を活用した里山整備に加え、国庫補助事業を活用した森林整備事業等により、おおむね10年間で民有林人工林の約半分に当たる16万haの間伐を支援しました。また、危険度の高い箇所など優先度に応じた治山施設の整備や森林整備を実施しました。更に、観光地の魅力向上のための森林整備、豪雨時に水害の発生要因となるおそれのある危険木等の除去などの河畔林整備、ライフライン沿いの危険木除去など新しいニーズに応じた森林整備が進展しました。



里山における間伐の実施（飯田市）



治山事業の実施（栄村 中条川）

項目	基準値	目標値	実績値
民有林の整備 (針葉樹の占有率)	59% (H21)	43% (R44)	59% (R3)
民有林の間伐面積 (累計)	—	20.3万ha (H23~R4)	16.0万ha (H23~R3)

今後に向けた課題としては、間伐の実施が進んだ一方で、主伐・再造林が進んでいないことから、人工林全体が高齢級へシフトし、木材生産の継続性に課題を抱えている状況です。また、局所的な豪雨や異常降雨等による災害が毎年のように発生しており、引き続き災害に強い森林づくりが必要です。また、2050ゼロカーボン達成に向け、森林の持つ二酸化炭素吸収・固定の役割が更に重要となっています。

② 木を活かした力強い産業づくり

基本方針②「木を活かした力強い産業づくり」では、「林業再生の実現」、「信州の木の利用促進」を施策の柱に据えて取り組んできました。

具体的には、平成21年（2009年）に30万5千 m^3 だった素材生産量が令和3年（2021年）には62万5千 m^3 にまで倍増するとともに、カラマツ2×10材や耐火集成材など付加価値の高い県産材製品の都市圏での活用が開始されました。

項目	基準値	目標値	実績値
素材生産量	30万5千 m^3 (H21)	80万 m^3 (R4)	62万5千 m^3 (R3)
林業就業者数	2,567人 (H21)	2,200人 (R4)	1,499人 (R3)

今後に向けた課題としては、素材生産量のうち合板等用やチップ・バイオマス用は一定程度の伸びが見られますが、製材用が伸び悩んでいます。また、県内製材工場における製材品出荷量についても長期的に見ると減少傾向となっています。このため、県産材の加工流通体制の整備や、県産材製品の需要拡大に加え、素材生産を間伐中心から主伐主体に転換させていくための、林業事業体の体制整備等が必要です。

林業就業者数は平成21年度（2009年度）の2,567人から令和3年度（2021年度）の1,499人まで減少しています。特に保育作業に従事する就業者の減少が著しく、主伐後の確実な植栽等保育作業を進める上で大きな課題です。



木造マンションで利用されたカラマツ2×10材



主伐による素材生産現場

用語の解説

【2×10材】（つー・ばい・てん・ざい）

断面規格が統一された、枠組壁工法の構造用木材

【耐火集成材】（たいかしゅうせいざい）

荷重を支持する集成材と耐火性能を付与する集成材の組合せにより耐火構造部材としての性能を発揮する構造用集成材

③ 森林を支える豊かな地域づくり

基本方針③「森林を支える豊かな地域づくり」では、「森林の適正な管理の推進」、「森林の多面的な利用の推進」、「野生鳥獣対策の推進」を施策の柱に据えて取り組んできました。

具体的には、森林経営管理制度等による森林管理により森林整備が進められるとともに、里山整備利用地域の認定地域が 100 を超えるなど、地域主体の森林管理の取組が定着しつつあります。また、森林セラピー基地の整備等、森林資源・森林空間の活用が進展するなど、森林サービス産業の分野で全国をリードしている状況です。

野生鳥獣による農林業被害については、捕獲対策、防除対策、生息環境対策の総合的な取組等により、減少傾向にあります。



竹林整備を通じた地域内外との交流（安曇野市）



地元小学生による植樹活動（諏訪市）

里山整備利用地域における地域活動

項目	基準値	目標値	実績値
森林の里親契約件数 (累計)	51 件 (H21)	154 件 (R4)	146 件 (R3)

用語の解説

【里山整備利用地域】（さとやませいびりようちいき）

長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条の規定により、里山の整備と利用に関する地域住民の自発的な活動を促進するため、市町村長の申出により知事が認定する地域

【森林セラピー基地】（しんりんせらぴーきち）

森林セラピーは、森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングに利用する療法のこと。森林セラピーに適した道として認定された森林セラピーロードが複数あり、健康増進等を目的としたプログラムを提供している地域を森林セラピー基地という。（「森林セラピー」及び「セラピーロード」は、特定非営利活動法人 森林セラピーソサエティの登録商標）

【森林サービス産業】（しんりんさーびすさんぎょう）

山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業

今後に向けた課題としては、森林資源の循環利用を積極的に推進するため、林業経営に適した森林の区域を明確にしていくことが必要です。また、本格的な林業に加え、自伐型林業等の地域に軸足を置いた小回りの利く林業についても、重要な担い手として支えていく必要があります。

本県は、森林資源に恵まれ、地域住民による自発的な森林の利活用が進められている一方、県民が気軽に身近な森林で親しめるような場所や仕組みが必ずしも十分とは言えない状況です。地域内外を含めた多くの県民が森林の恵みを実感できるよう、山村地域において活気のあるコミュニティや森林に関する新たなビジネスを創造するなど、魅力ある地域づくりを進めていくことが課題です。

野生鳥獣対策については、山村地域の高齢化等の進行により、被害対策に係る担い手の確保が課題となっています。

Ⅱ 森林づくり指針の基本的な考え方

1 私たちの社会における森林等の役割

平成22年（2010年）に策定した前指針において、森林、林業・木材産業そして地域の役割について、整理しました。策定から10年以上が経過したため、それぞれの役割について、現在の視点で再度整理しました。

（1）森林の役割

① 前指針での整理

森林の持つ公益的機能は、地球温暖化の防止、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全など多岐にわたります。また、循環型資源である木材などの林産物を持続的に供給することも、資源循環型社会・低炭素社会の形成に資する公益性のある働きの一つといえます。

このように、森林は多面的機能を有しており、その役割は、私たちが暮らしていく上で極めて重要です。

このため、森林は、例えそれが私有財産であっても、広く県民、国民に様々な恵みをもたらしている「社会全体の共通の財産」としての位置付けを併せ持っています。

② 現在の視点で再整理

森林の多面的機能は、これまでと同様に、重要な役割を果たしています。

加えて、森林の二酸化炭素吸収や木材利用による二酸化炭素固定といった機能が、今や一刻の猶予も許されない2050ゼロカーボン実現のために大きな役割を果たすなど、これまで以上にその重要性が高まっている状況です。

更に、近年の局所的な豪雨や異常降雨等により、災害に強い森林づくりに対する要請も高まっています。

（2）林業・木材産業の役割

① 前指針での整理

戦後植林された森林の多くが40～50年生に達し、今後、着実に資源として活用できる時代の到来が期待される中で、それを担うべき地域の林業・木材産業は、外材との競合や採算性の悪化等により低迷し、森林所有者は林業経営の意欲を失い、それらが森林づくりを停滞させる大きな要因となっています。

用語の解説

【公益的機能、多面的機能】（こうえきてききのう、ためんてききのう）

県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、公衆の保健等の森林の有する機能を公益的機能と呼び、それに木材等の林産物の供給機能を加えたものを多面的機能と呼ぶ。

しかしながら、本来あるべき地域の林業・木材産業は、その活動が持続的に行われることにより森林の多面的機能が十分に発揮されるとともに、山村地域に経済的な豊かさをもたらし、更には、循環型資源である林産物を多くの人に供給するなど、私たちの暮らしにとって極めて重要な産業といえます。

② 現在の視点で再整理

森林づくりを進める上で、林業・木材産業はこれまでと同様に、重要な役割を担っています。

人工林の約8割が50年生を超える本県の森林において、林業・木材産業の振興の視点から、また、二酸化炭素吸収機能の維持の観点からも、木材生産を増加させるとともに森林の若返りを進め、充実した資源を循環利用させる仕組みを確かなものとしていくことが求められています。今後も、持続的な木材供給を可能としていくために、地域の林業・木材産業の役割は、ますます重要となっている状況です。

(3) 地域の役割

① 前指針での整理

地域の人々は、古来、森林から様々な恵みを受けるとともに、森林を守り、育てながら、森林との歴史を創り出してきましたが、社会経済情勢の変化の中で、地域における森林と人との関わりの希薄化や、過疎化・高齢化の進行等により、森林を守り、育てる営みが十分に行われなくなっています。

地域社会が維持され、地域に暮らす人々の営みがそこにあり、人々と森林との関わりが保たれることではじめて地域の森林が適正に管理され、林業等の活動も持続的に行うことができます。また、その結果として森林の恵みが、地域の人々とどまらず、広く県民、国民にも、もたらされることとなります。

このように、森林を支えている地域の役割は、森林や林業・木材産業を健全に維持していくために欠かせないものであり、私たちの暮らしにとって極めて重要です。

② 現在の視点で再整理

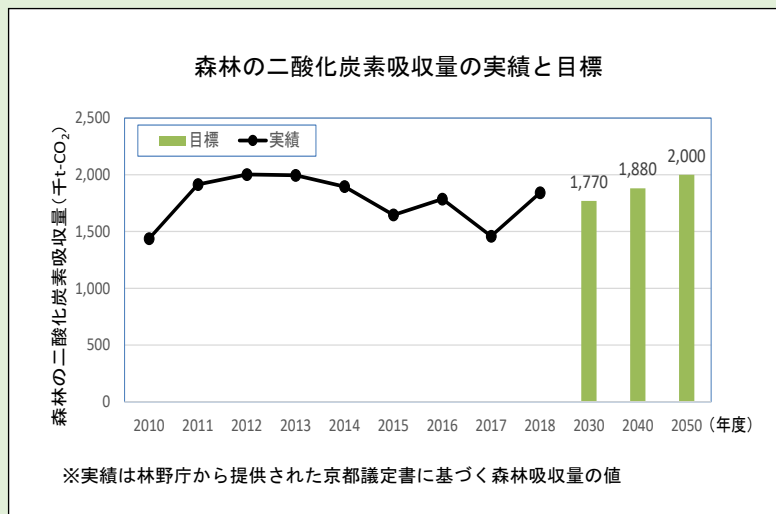
森林を支える地域の役割は変わらず重要です。こうした中、急速な少子高齢化が進展し、各方面で人材不足が深刻化する中で、地域だけで森林の適正な管理等を担うには様々な課題が存在しています。

一方で、森林に対する人々の要請、ニーズは多様化しており、森林の多面的利活用等を通じ、それぞれの地域の人々はもとより、地域外も含め多くの県民に、森林からの恩恵を感じていただくことにより、森林づくりに対する理解を深めてもらうことが重要です。

更に、様々な森林に対するニーズを新しいビジネスに結びつけることにより、森林の適切な管理や価値の向上につなげていくことが重要です。

【森林の二酸化炭素吸収・固定について】

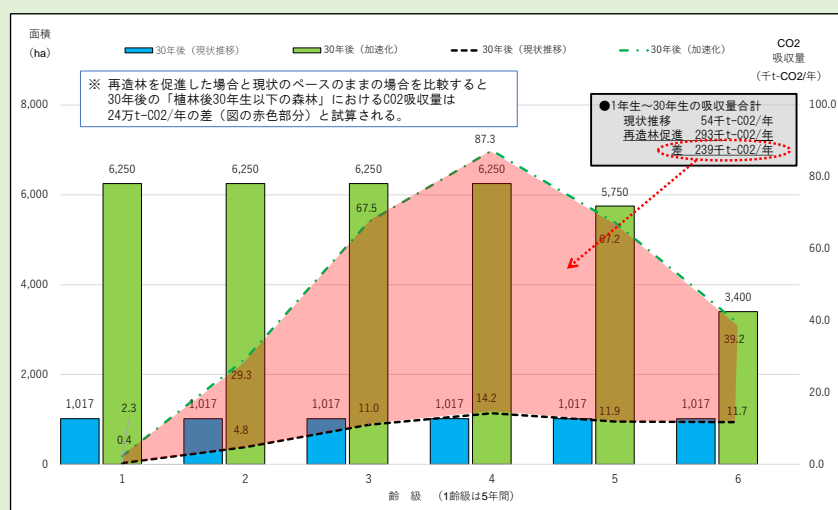
令和3年（2021年）6月に策定した「長野県ゼロカーボン戦略」では、分野別の2030年目標を掲げており、吸収・適応分野の中で『森林資源を健全に維持しCO₂吸収量を増加、まちなかや建物の緑を拡大』することとしています。長野県の森林吸収量については、国が京都議定書に基づき算定する数値を採用しています。



「長野県ゼロカーボン戦略」から抜粋

これまで、県有林の森林整備によって吸収されたCO₂をJ-クレジットとして販売する取組に加え、森林（もり）の里親の契約に基づき間伐された森林のCO₂吸収量やオフィスや店舗等での県産材の使用量に応じたCO₂固定量について県が認証し、企業の社会貢献活動等に繋げる取組を進めてきました。

国では、森林による二酸化炭素吸収量の算定方法や、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドラインを示しており、こうした手法の活用も見据えながら、森林整備や木材利用による二酸化炭素吸収・固定量に関する県全体の評価について、今後検討していきます。



再造林を加速化した場合と現状のペースで推移した場合の30年後の二酸化炭素吸収量のシミュレーション（1～30年生のみ）

用語の解説

【J-クレジット】（じえいくれじつと）

省エネ設備の導入等によるCO₂など温室効果ガスの排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂吸収量を売買可能な「クレジット」として国が認証する制度

【森林（もり）の里親】（もりのさとおや）

森林の整備と活用に意欲を有する地域と森林保全活動に熱心な企業等を県が仲介して結び付け、企業、住民、行政等のパートナーシップにより森林整備を進める取組

2 本指針の基本的な考え方

私たち人間を含め、多くの生命が生きていく上で欠かすことのできない社会全体の共通の財産である森林について、その「質」や「価値」を更に高め、健全な姿で次の世代に引き継いでいくとともに、人々の安全・安心な暮らしの確かな基盤として必要な森林整備を着実に進めていくことが重要です。

また、森林による二酸化炭素吸収機能を十分発揮しつつ、充実した森林資源を適切に利活用することが求められている今、将来にわたって持続的に木材が利用できるような森林づくりを併せて進めていくことも重要です。

こうした取組を進めるにあたっては、地域の林業や木材産業が、必要な担い手を確保しつつ、地域を支えていく産業として発展していくことが必要です。

更に、地域に暮らす人々を含めたより多くの人々が森林の恩恵に触れ、森林に対する理解や森林への関わりを深めることにより、森林の適正な管理や整備につなげていくことが求められています。

このため、本指針では、森林づくりを通じ、将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ豊かな暮らしにつながる社会をめざし、①適切な森林整備に加え、②持続的な木材供給と③多くの県民に対する恩恵の享受を施策の柱に据えて、今後の方策等を明らかにします。

なお、それらを進めるにあたっては、森林の恵みを受けて暮らす県民一人ひとりが、その恵みに応えるべく、様々な形で森林づくりを支えていくことを基本に据えていきます。

3 本指針の計画期間

概ね 100 年先の森林のあるべき姿をめざす中で、本指針の計画期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 10 年間とし、5 年目を目途に見直しを行うなど、社会情勢の変化等に応じて、計画期間中でも必要に応じ見直しを行っていくこととします。

4 めざす森林の姿

おおむね 100 年先には、針葉樹林、広葉樹林、針葉樹と広葉樹が適度に混交した森林（針広混交林）がバランスよく配置される中で、適地適木を基本とした多様な林齢、多様な樹種からなる森林が形成されており、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されています。

用語の解説

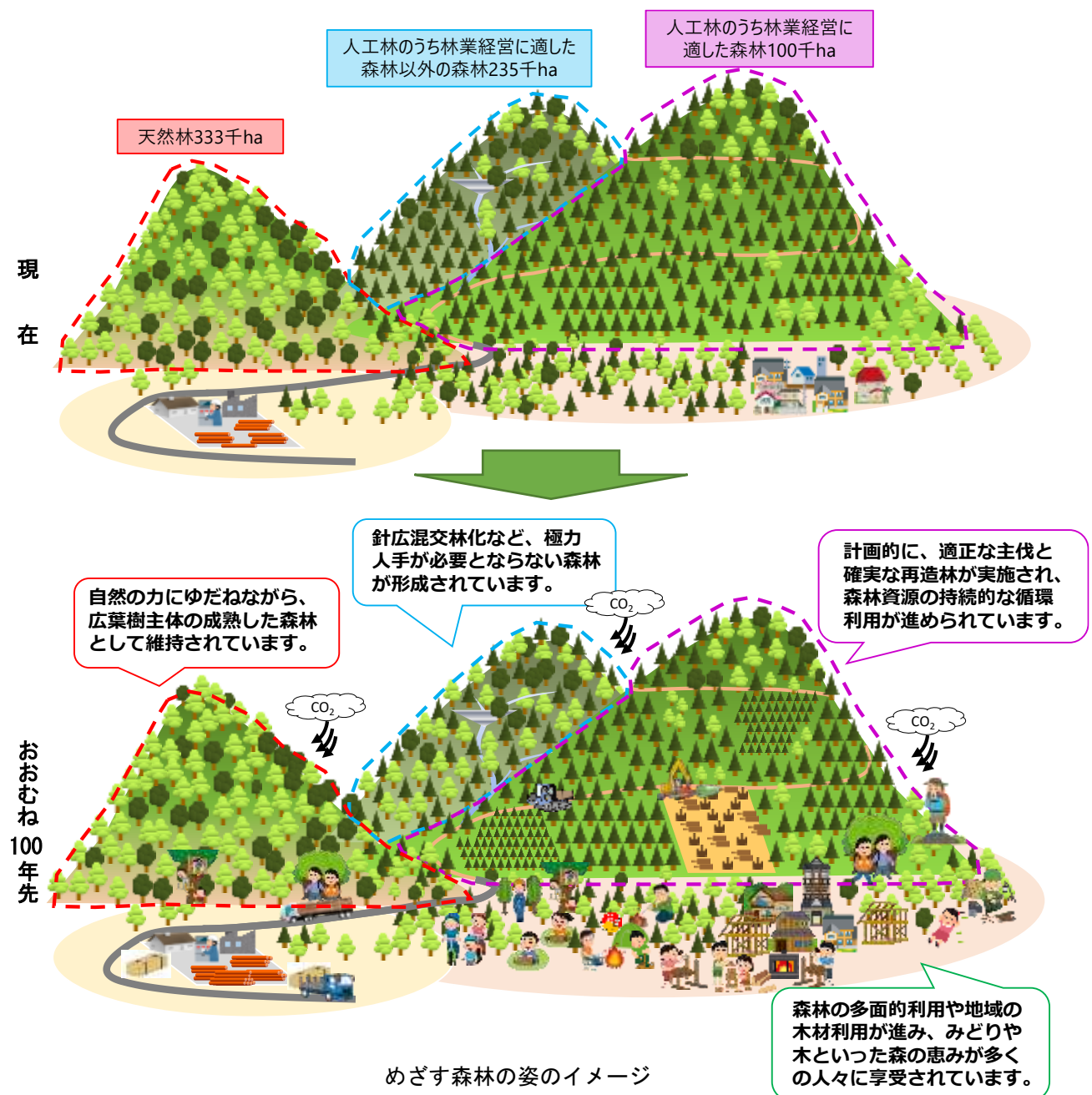
【適地適木】（てきちてきぼく）

人工林を育てる場合、その土壌に最も適した樹種を選んで植林し育てること。

効率的な森林施業が可能な「林業経営に適した森林」では、適期に主伐が実施され、その後の再造林や保育が適切に行われるなど、森林の整備や森林資源の持続的な循環利用に加え、二酸化炭素吸収・固定量の確保を通じ人々の豊かな暮らしを支えています。

また、林業経営に適した森林以外の森林では、災害の防止や水源のかん養など公益的機能を高める観点から、主に針葉樹人工林では、択伐（更新伐等）の後、地域の在来植生の広葉樹を誘導・育成し針広混交林が形成されています。天然林では、自然の力にゆだねながら、必要に応じ最低限の施業が実施され、広葉樹を主体とする成熟した森林として維持されています。その結果、これらの森林は、公益的な機能を高度に発揮し、人々の暮らしを守り続けています。

加えて、里山など人の暮らしに身近な森林では、地域の特性に応じた森林の多面的利用が進むとともに、人々の生活の様々な場面において地域の木材が利用されるなど、みどりや木といった森の恵みが多くの人々に享受されています。

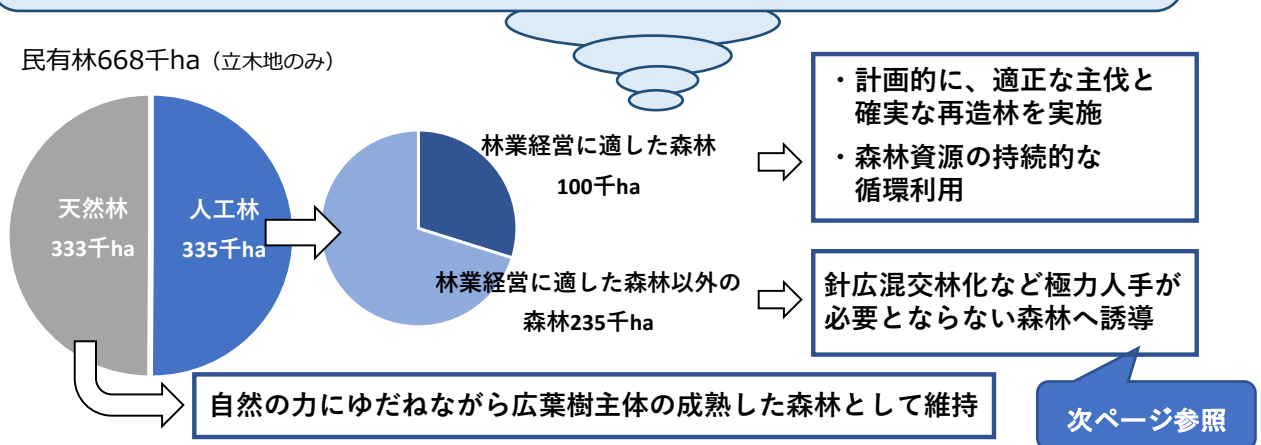


こうした森林の姿をめざす中で、結果として今からおおむね 50 年先には、県内の民有林全体で広葉樹林と針葉樹林の面積比率が、現在の 4 : 6 から 6 : 4 に逆転し、その先のおおむね 50 年で、これらの森林が更に成熟し、それぞれ重視される機能を高度に、また、安定的に発揮できる状態となっています。

様々な機能が高度に発揮される豊かな森林が形成され、そうした森林と人との様々な関わりを通じて、人々の暮らしに潤いと安らぎがもたらされています。

「林業経営に適した森林」とは

- 林地の生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等からの距離が近い森林等、計画的な主伐・再造林により資源の循環利用に適した森林（平均傾斜 30 度以下、道からの距離が 200m 以内等）
- 上記の基準をもとに、市町村森林整備計画において「特に効率的な施業が可能な森林」に設定された森林を中心に位置付け

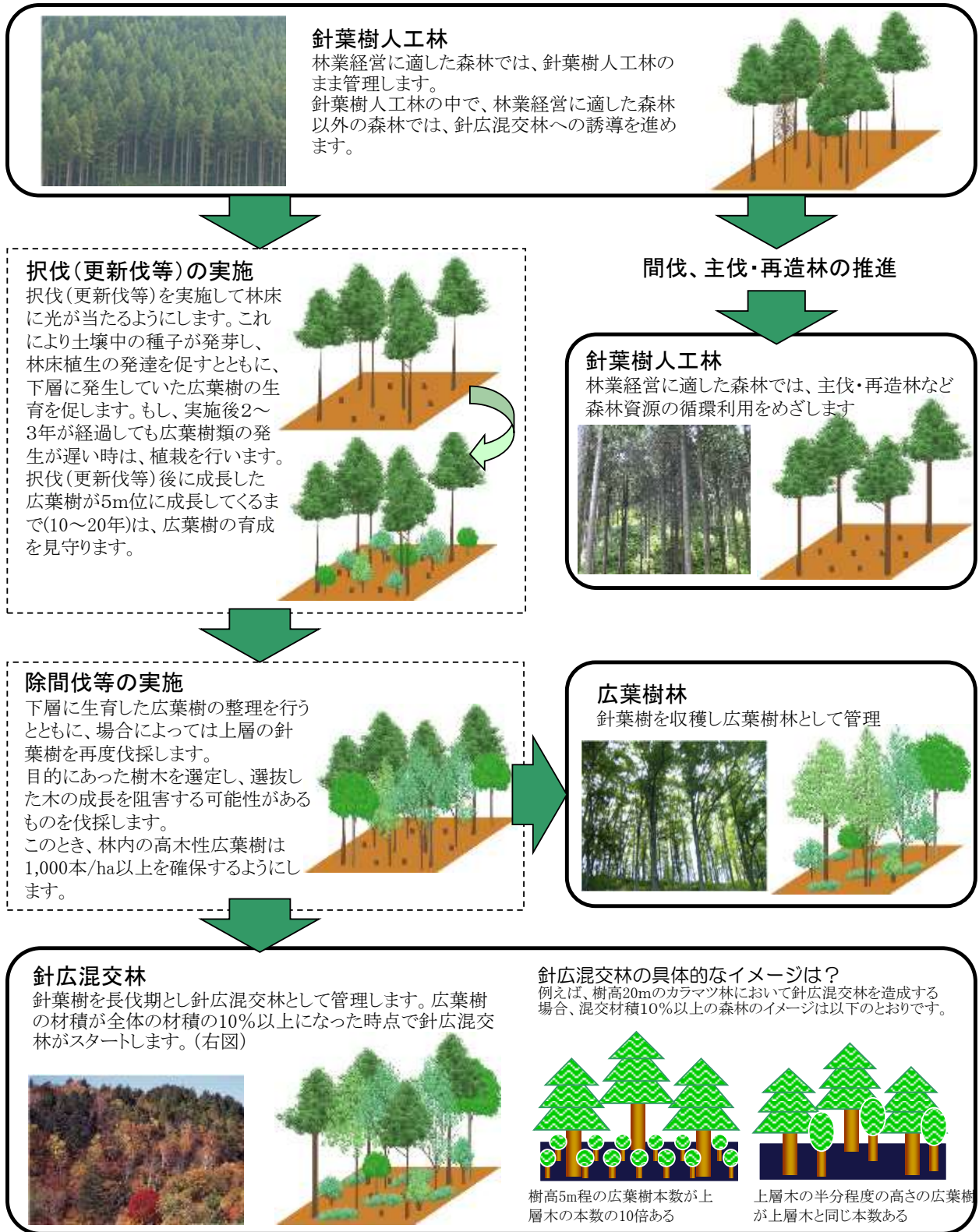


区分		現状		概ね50年後
針葉樹	人工林	332	林業経営に適した森林99、それ以外の森林（針広混交林）116	216
	天然林	60		
	小計	392(59%)	天然林のまま維持54	54
広葉樹	人工林	3	一部広葉樹に天然更新6	3
	天然林	274		
	小計	277(41%)	林業経営に適した森林以外の森林（針広混交林）116	396
合計		668		668
				269(40%)
				399(60%)

（出典：長野県民有林の現況） ※立木地のみ

現状（R4）とおおむね 50 年後の針葉樹と広葉樹の面積比率（単位：千 ha）

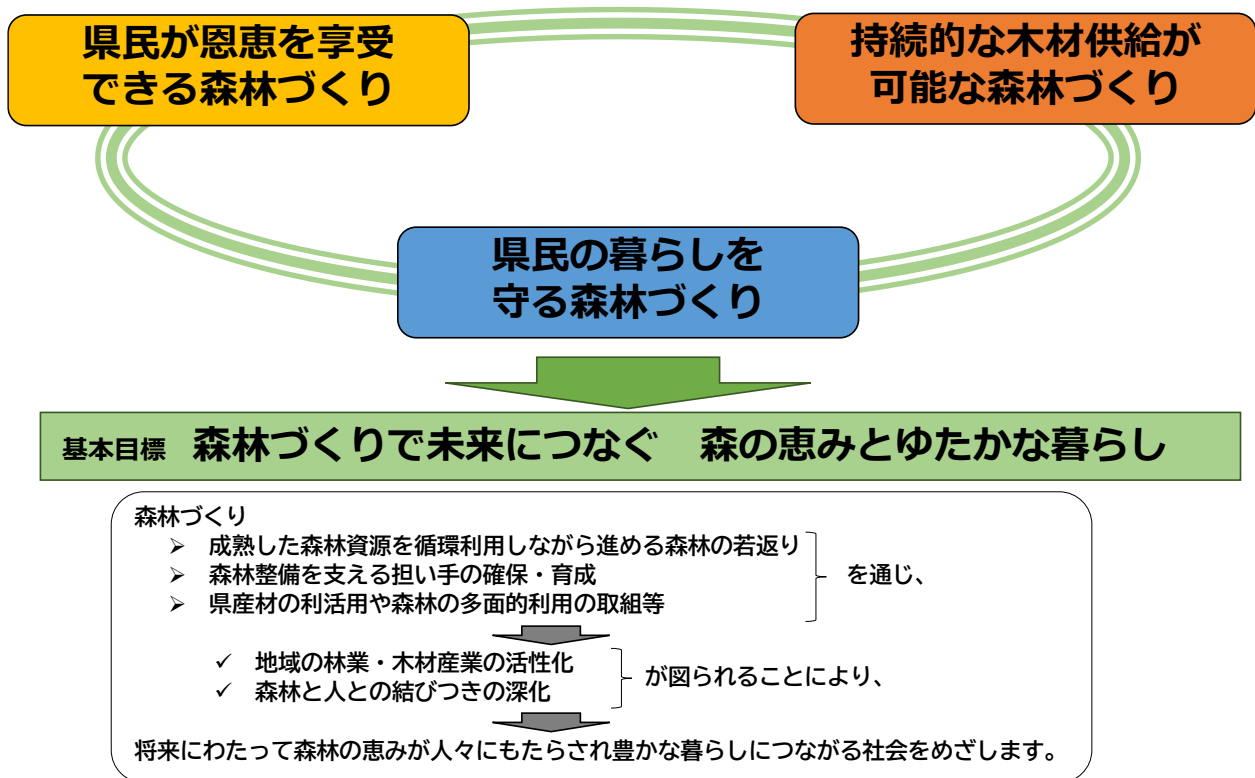
針葉樹人工林から針広混交林等への誘導



5 基本目標、3つの基本方針

(1) 基本目標と3つの基本方針

本指針の計画期間である、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間では、成熟した森林資源を循環利用しながら進める森林の若返りや森林整備を支える担い手の確保・育成、県産材の利活用や森林の多面的利用の取組等を通じ、地域の林業・木材産業が活性化するとともに森林と人との結びつきが深まることにより、将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ豊かな暮らしにつながる社会をめざす、という趣旨から、「森林づくりで未来につなぐ 森の恵みとゆたかな暮らし」を基本目標に、①県民の暮らしを守る森林づくり、②持続的な木材供給が可能な森林づくり、③県民が恩恵を享受できる森林づくりの3つの基本方針を本県の森林・林業施策の柱に据えて森林づくりを進めます。



① 県民の暮らしを守る森林づくり

令和4年（2022年）5月から6月にかけて実施した県政モニターアンケートで、森林が持つ機能の中で期待するものを調査したところ、8割を超える方が「山崩れや土砂の流出を防ぐなど県土を保全する機能」を選んでおり、多くの県民の方が森林に対し土砂流出防止といった公益的機能の高度発揮を期待している状況がうかがえます。

近年、毎年のように台風や集中豪雨等による災害が発生しており、災害に強い森林づくりの取組を継続して進めていくことが求められています。

また、森林づくりを進めていくためには、森林所有者をはじめとした様々な管理主体により適切な森林管理を行っていくことが重要です。

更に、依然として高止まりとなっているニホンジカをはじめとした野生鳥獣による農

林業被害は、森林づくりを進める上で大きな課題となっています。

こうしたことを踏まえ、「森林整備の推進」、「災害に強い森林づくりの推進」、「集積・集約化等による適切な森林管理の推進」、「野生鳥獣対策の推進」といった取組項目により「県民の暮らしを守る森林づくり」を進めます。

② 持続的な木材供給が可能な森林づくり

現在、県内の民有林人工林の多くが利用可能な林齢に達している一方で、収穫してその跡地に再び木を植えて育てるといった、本来の森林・林業のサイクルを回す仕組みが本格的に動き出す状況には至っていません。

林業就業者数については、この2、3年では若干持ち直しつつあるものの、長期的には減少の一途を辿ってきています。現場における安全対策の強化や就業者の所得向上を図り、林業の担い手の確保・育成を推進することは、森林づくりを進めていく上で、最も重要な課題の一つです。

前指針策定後の約10年間で、ロシア産丸太の関税引き上げに端を発した合板用木材の国産化やFIT法に基づく木質バイオマス発電所の建設の活発化による燃料用チップ需要の急激な増加等により、本県の木材生産量は着実に増加基調にある一方で、住宅向け構造材等の外材製品化や非住宅分野での需要の増加によるスギ人工乾燥材等のJAS製品化の潮流等により、県内製材工場の活性化が大きな課題となっています。そうした中、昨今の国際的な木材需給情勢の変動による国産材へのシフトは今後も続くものと予測され、長野県産木材の安定供給体制の構築と新たな木材需要の確保・拡大が重要視されています。

こうしたことを踏まえ、「適正な主伐と計画的な再生林の推進」、「林業就業者の確保・育成と林業事業者の経営強化」、「林業の生産性の向上」、「県産材の安定的な供給体制の確立」、「様々な用途での県産材需要の拡大」といった取組項目により「持続的な木材供給が可能な森林づくり」を進めます。

用語の解説

【FIT】（ふいっと）

Feed-in Tariff の略。平成24年度（2012年度）に導入された再生可能エネルギーの「固定価格買取制度」のことで、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定期間、一定価格で買い取ることを国が約束する制度。

また、令和4年度（2022年度）から、固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることで再エネ導入を促進するFIP制度（Feed-in Premium の略）が導入された。

【JAS 製品】（じゃすせいひん）

Japanese Agricultural Standards の略。農林水産大臣が農林物資の種類（品目）を指定して制定した規格に沿った製品

③ 県民が恩恵を享受できる森林づくり

里山などの身近な森林は、かつて、その地域の人々にとって農山村の暮らしの中で山菜取りやきのこ採り、落葉落枝の採取の場などとして大切に利用されてきましたが、近年では生活様式の変化等により、森林と人との関係が希薄になっています。

県政モニターアンケートでは、普段の暮らしの中で森林や木を身近に感じるときについて、8割を超える方が「森林の美しい景観を見たとき」を選んでおり、山菜取り等で山に入ったときやキャンプ等の野外活動といった実際の体験等の項目を大きく引き離した結果となりました。本県は人々の身近な場所に森林が存在しているにもかかわらず、必ずしもその恩恵が十分にいきわたっているとは言えない状況を反映した結果とも考えられます。(75 ページ参照)

加えて、まちなかでは都市化の進展によりみどりが減少しており、持続可能な社会の構築や都市防災の観点から、都市におけるみどりの重要性が高まっています。

一方で、「森林サービス産業」をはじめとした、森林に対する新たな需要が生まれ、森林に対するニーズが多様化するなど、森林の多面的利活用を巡る環境が変化しています。また、里山をはじめとした多種多様な森林と人との関係を今日的なかたちで取り戻し、保全を図りながら、その恵みを次世代に引き継いでいくことも必要です。

森林整備をはじめとした森林づくりを進めるに当たって、様々な人々のかかわりが必要になってくる中で、林業の中核的担い手だけでなく、他産業との兼業や副業としての林業といった多様な林業の担い手についても、保育作業などの担い手として、その位置付けがますます重要になってきています。

更に、今後の森林づくりを進めていくうえでは、限られた森林・林業関係者だけでなく、多くの県民の方が幅広い形で森林に関与し理解を深めていただくことが重要なことです。

こうしたことを踏まえ、「森林の多面的利活用の推進」、「森林等に関わる多様な人材の育成」、「多様な主体による森林への関わりの推進」といった取組項目により「県民が恩恵を享受できる森林づくり」を進めます。

用語の解説

【林業の中核的担い手】(りんぎょうのちゅうかくてきにないて)

林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体。具体的には、森林経営管理法(平成30年法律第35号)の規定に基づく「意欲と能力のある林業経営者」及び「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る経営体」を指し、木材生産をはじめとする林業生産活動の中心的な役割を担う。

【保育作業】(ほいくさぎょう)

造林後の下刈り、除伐、保育間伐など、主に人工林を育てるために行う作業

(2) 施策を進める上での重要な視点

施策の推進に当たっては、以下の5つの項目を重要な視点として位置づけ、記載の方向性に沿った取組に注力していきます。

① 森林のゾーニングとその機能に応じた森林整備

- 民有林人工林約 33 万ヘクタールを、「林業経営に適した森林」（約 10 万ヘクタール）とそれ以外の森林（約 23 万ヘクタール）にゾーニングします。
- 「林業経営に適した森林」では、伐期の長短はあるものの概ね **80 年サイクルでの林齢の平準化**（1 年生から 80 年生まで全ての林齢の人工林が万遍なく存在）を**目指し、主伐・再生林による森林資源の循環利用を推進**します。
- 「林業経営に適した森林」以外の人工林では、成長した樹木の抜き伐り等による針広混交林化を進め、**公益的機能の高度発揮を図ります**。
- これらの取組により、概ね 50 年後の**民有林全体の針葉樹と広葉樹の比率を現在の 6 : 4 から 4 : 6 に転換**させることにより、森林資源の循環利用を図る森林と公益的機能の高度発揮を図る森林のバランスについて、民有林全体での最適化を目指します。

② 森林の二酸化炭素吸収量の確保

- 「林業経営に適した森林」における再生林の加速化やその他の森林における針広混交林化などの適切な森林整備を通じ、**2050 ゼロカーボン達成を見据え、2050 年度における年間 200 万 t-CO₂ の森林吸収量の確保**を目指します。
(2030 年度 : 177 万 t-CO₂、2040 年度 : 188 万 t-CO₂)

③ 林業・木材産業の振興

- 主伐・再生林の推進により、**令和 9 年には 80 万 m³を上回る木材生産量**を実現します。
- 加えて、県産材製品の高付加価値化や大消費地に向けた販路拡大等により、現状の**製材品出荷量を令和 9 年には 1.4 倍、令和 14 年には 1.6 倍に増加**させ、森林県から**林業県への飛躍**を実現します。
- 木材生産を担う中核的林業事業者等では、生産性の向上と間伐から主伐への転換により、**一人当たりの生産量増加による「稼ぐ林業」**を実現します。

④ 担い手確保

- 所得の増加や安全対策の強化等の雇用環境の改善により**新規就業者を着実に確保**するとともに（毎年 120 人）、**通年雇用や専業以外の働き方も視野に入れた「多様な林業」の担い手の確保**も図り、林業への多様な関わりを目指します。

⑤ イノベーション創出

- 多様化する木や森に関わるニーズに対応するとともに、地域の活性化や関係人口の増加を図るため、森林・林業に関わらず**様々な分野との連携による新しい雇用やイノベーションの創出を促進**します。（森林サービス産業の振興等）
- 森林・林業・木工に関する教育機関、試験研究機関が集積している木曽谷・伊那谷地域の特性を活かした、**質の高い教育の提供と創業支援を通じたイノベーション創出**を目指します（木曽谷・伊那谷フォレストバレーの形成）

Ⅲ 森林づくりを進めるための具体的な方策

1 施策の体系

基本目標 **森林づくりで未来につなぐ 森の恵みとゆたかな暮らし**

基本方針 県民の暮らしを守る森林づくり

- ① 森林整備の推進
- ② 災害に強い森林づくりの推進
- ③ 集積・集約化等による適切な森林管理の推進
- ④ 野生鳥獣対策の推進

基本方針 持続的な木材供給が可能な森林づくり

- ① 適正な主伐と計画的な再生林の推進
- ② 林業就業者の確保・育成と林業事業者の経営強化
- ③ 林業の生産性の向上
- ④ 県産材の安定的な供給体制の確立
- ⑤ 様々な用途での県産材需要の拡大

基本方針 県民が恩恵を享受できる森林づくり

- ① 森林の多面的利活用の推進
- ② 森林等に関わる多様な人材の育成
- ③ 多様な主体による森林への関わりの推進

【施策を進める上での重要な視点】

森林のゾーニング 森林の二酸化炭素吸収量の確保
林業・木材産業の振興 担い手確保 イノベーション創出